

XI
19

戦後教育資料

11-2
20

文大教字 764号
昭和35年2月17日

国公立大学 長
短期大学(部) 長
都道府県教育委員会 会
都道府県 知 事

殿

文部事務次官 劍 木 亨 弘

教育指導者講習実施について

今後別紙要項のごとく教育指導者講習（「FEL」）を開催することになりましたが、本講習は教育に関する20講座から成り仮設の大学ともみなされるものであり、教育の各分野にわたる日米多数の専門家を指導者として受講者総数1500名に達する大規模な講習で東京において開設するものであります。

今回の「FEL」の主要目的は次の二つであります。即ちそのオ1は教育職員免許法の施行に伴い大学において教職に関する新しい科目を設けることが必要であるのでこの方面の教職員の養成教育並びに現職教育のために教育の各分野にわたり多数の専門家を急速に養成しようとするものであり、受講者は当「FEL」において研究した科目について将来教職員の養成並びに現

天野 508

職教育に当るのであります。オ2は教職科目及び一般教育科目の教育内容を向上せしめてその成果を今後の「FEL」又はこの種の講習の模範にしようとするのであります。特に今次の講習は通信教育・公開講座・図書館学・特殊教育等現在日本の大学において未開拓の分野に属する新しい科目を加えこれらの分野の急速な発展を促すという意義を有するのであります。しかもアメリカ政府は多額の予算をもつて26人という多数の指導的な講師を派遣してこの計画を援助せられるのであつてきわめて重要な事業なのであります。

大学及び教育委員会におかれては今回の「FEL」の目的を了解せられ慎重に受講者を選定し推薦せられその実現に協力せられるようお願い致します。この通達中には相当未定のところがありますが、日時が迫っている関係上この計画によつて準備をすすめて下さい。

なお、会場を東京に所在する大学等に限つたのは全く事務上の都合によるものであります。

追つて未定の点については決定次第お知らせ致しますがとりあえず別紙要項により適任者を選定して御推薦願います。

教育指導者講習実施要項

1 目的

教職課程を有する大学又は将来設けようとする大学の教職課程・一般教育の担当教員及び教育委員会関係者・教員等の参加を求め、米人講師の指導を得て講義又は研究集会等の方法により教職員の養成及び現職教育の指導者として専門的資質を向上せしめることを目的とする

2 主催

主催 開設する5大学・文部省

賛助 C I E

3 会期

才1期 昭和35年9月 日から11月 日まで12週間

才2期 昭和36年1月 日から 3月 日まで12週間

但し・一般教育科目(人文・社会・自然)公開講座青年指導・成人教育・通信教育の7科目については1期6週間とし、4期で実施する受講者は1期毎に交替

4 講師

日本人側講師：科主任36名専任講師26名特別講師多数

米人講師：26名(予定)

1 科目につき

科主任講師 1名 その科の運営に責任を持ち、講義をも担当する
専任講師 1名 主として講義を受持つと共に運営に関し助言・指導を行う
特別講師 若干名 特殊問題に関する講義を受持つ
米人講師 1名 本講習のために特に来朝する予定の米人講師並びにC I E関係官

5 受講者の範囲

現に教職員の養成並びに現職教育を担当している者又は将来これを担当せしめようとする者で次の各号の1に該当する優秀な者の中から選定すること。

(1)教職課程を有する大学又は将来設けようとする大学の教員

- A 現に教授・助教授・講師の職にあるもの
- B 将来教授・助教授・講師の職につく予定のもののうち優秀なもの
- C 事務局職員及び附属学校の教員

(2)大学の一般教育の担当教員

- A 人文科学関係を担当するもの
- B 社会科学関係を担当するもの

C 自然科学関係を担当するもの

- (8) 教育委員会職員・大学以外の学校の校長・教員
等で現に現職教育の指導者又は大学の講師にな
っている者又はならうとする者

6. 開設科目及び受講者数並びに受講者の範囲等.

開設科目 26科目

受講者数 1科目につき25名

1期 725名 2期 725名

計 1450名

開設科目	受講者の範囲
1. 教育原理	教員養成大学、その他の大学の教員、教育委員会関係者 (教員養成系)
2. 教育社会学	同上
3. 教育心理学	同上
4. 教育評価	同上
5. 教育指導	同上
6. 学校財政	教育委員会関係者、大学の教員及び事務局関係者
7. 小学校教育課程 及び教授法	教員養成大学の教員、教育委員会関係者、附属学校 及び小学校教員
8. 学校管理	教育委員会関係者、小学校長、教員養成大学の教員
9. 中等学校教育課程 及び教授法	教員養成大学の教員、教育委員会関係者、附属学校及び 中等学校教員
10. 中等学校管理	教育委員会関係者、中等学校長、教員養成大学の教員
11. 図書館学	大学の教員及び図書館員、各校図書館関係者 一般図書館関係者、教育委員会関係者
12. 農業教育 (職業教育科含む)	教員養成大学教員、農学部の教員、中等学校の教員、 教育委員会関係者
13. 工業教育 (職業教育科含む)	教員養成大学教員、工学部の教員、中等学校の教員 一般工業教育関係者
14. 商業教育 (職業教育科含む)	教員養成大学の教員、家政学部の教員、中等学校の教員、 教育委員会関係者
15. 家政科教育 (職業教育科含む)	教員養成大学の教員、家政学部の教員、中等学校の教員、 教育委員会関係者
16. 保健体育	大学の教員、中学校の教員、教育委員会関係者
17. 特殊教育	大学の(階級教育講座相当)教員、特殊学校教員養成所の 教員、教育委員会関係者
18. 養護教育	幼稚園及び小学校の養護教諭、教育委員会関係者 養護教諭養成所の教員、医師、保健師の教員

19. 幼稚園教育	保母養成、幼稚園の教育、教育委員会関係者 教員養成大学の教育
20. 成人教育	教育委員会関係者、各種社会教育団体関係者、 大学の教員、その他の学校の教員
21. 青年指導	教育委員会関係者、各種社会教育団体関係者 大学の教員、その他の学校の教員
22. 通信教育	大学の教員及び事務役員、教育委員会関係者中等 学校の教員
23. 公開講座	大学の教員及び事務局員、教育委員会
一般教育	
24. 人文科学関係	大学の教員
25. 社会科学関係	"
26. 自然科学関係	"

7. 受講者の選定方法

(1) 各大学長及び教育委員会並びに都道府県知事は
関係科目について適任者があつた場合には二期を通じて各
科目について以内次の様式により「文部省大学及術向
の教育指導者講習連絡室長」あつて8月30日までに
以て着すよう推薦すべし。

(2) 本省の選考委員会と設けられた被推薦者中より受講
者を決定し、9月5日までに各大学長及び教育委員会
並びに都道府県知事あつて通知す。

(推薦様式)

受講希望票 (* 号)	
推薦母体名	
1. 受講希望科目名	才期
2. 受講希望者氏名	年齢
3. 現住所	
4. 現職及び地位 (大学教授の場合、所属学部、担当科目、教授、助教、助教授、講師の別)	
5. 最終卒業校	専攻科目
6. 主在取手	
7. 現に所有の資格、称号等	
8. 研究論文又は著書名	
9. 宿泊希望の有無	
10. 受講者と将来如何に用いし見込み (大学の教員、認定講習等の講師の場合)	

備考 * 印の欄は採用者決定の場合の連絡の都合上科目の受講者を通知し
連番号とアラビア数字に付打す (推薦母体別)

A. 会場 (予定)

開設大学	会場	開設科目
東京大学	教育学部	教育原理 教育指導 教育社会学 人文科学関係(一般教育) 社会科学関係() 自然科学関係() 養護教育
東京教育大学	医学部 教育学部	教育 評価 中等学校教育課程及小教指法 中等学校管理 農業教育(職業家庭科含む) 保健体育 特殊教育(盲ろう精神障害児教育)
東京学芸大学	世田谷分校 竹早分校	小学校教育課程及小教指法 小学校管理 通信教育 成人教育 公開講座 図書館学 幼稚園教育
お茶の水女子大学		教育心理学 青年指導
日本女子大学		家政科教育
5大学	10会場	24科目

備考

1. 推薦上の注意

- (1) 各大学においては、大学の運営上又は受講旅費支給等の面からあらかじめ十分検討の上適任者を推薦すること。
- (2) 保健体育の場合はオ1期に体育関係者をオ2期に、保健関係者を推薦すること。
- (3) 家政科教育についてはオ1期は昨年度開催された女子大学において実施した「家政科担当者の研究集会 (IFEL)」に受講者を派遣したかつ大教員養成大学より、オ2期は既に実施した IFEL 並にその他の研究集会等に出席した者の中最も優秀であったと思はれるものをなるべく推薦すること。
- (4) 一般教育関係科目(人文・社会・自然)については、昨年度夏期に実施した「一般教養研究協議会」と同様の運営方法で研究を進める方針である。

2. 宿舍について

- (1) 受講者はなるべく親せき、知人宅等に依頼して各自において宿所を定めらる。

- (2) どうしても宿所を得られない場合には本者においてできる限りあつせんよう目下準備中であるから宿泊希望の有無を了の「受講希望票」に記入すること。

3. 経費について

- (1) 受講者には旅費の一部として1日約150^円程度の滞在費と三等往復旅費を補助することからきよう目下準備中である。(距離の遠近その他の条件によりその額に差がある筈である)
- (2) 長期にわたる講習でもあり、相当の滞在費が必要であると思われ、各大学・教育委員会・都道府県知事においては旅費の支給のきりかたの配慮をお願いする。

4. 連絡先

本講習に関する一切の問合せ及び連絡は「文部省大学及術局教育指導者講習連絡室長」あてのこと。